

コインオペレーションクリーニング  
(コインランドリー) 施設の営業申請者の手引き

令和2年6月

<お問い合わせ先>

福島市保健所衛生課

〒960-8002

福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター 3階

TEL : 024-597-6319

FAX : 024-533-3315

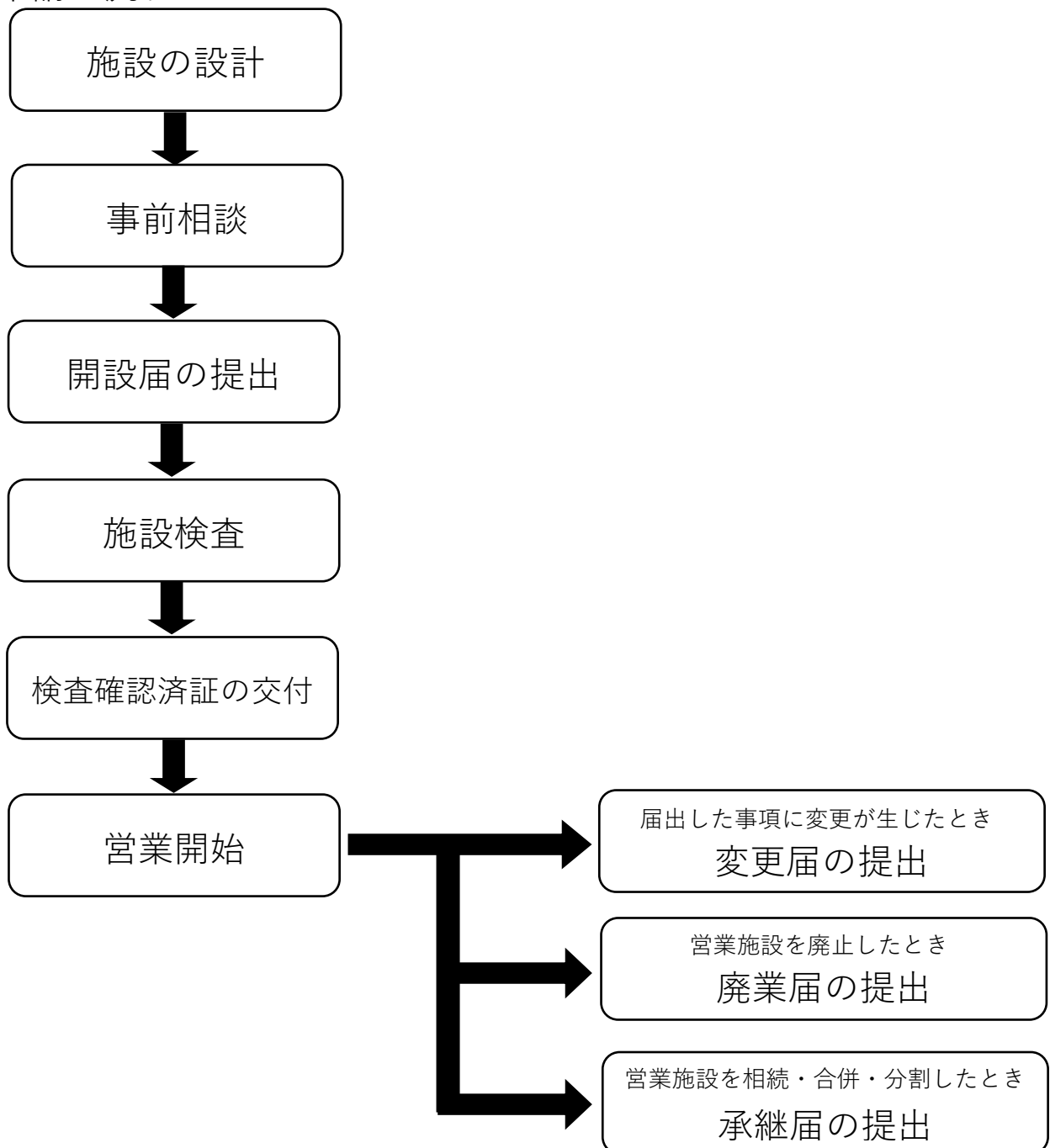
## はじめに

この手引きは、申請の手順や構造基準について、「福島市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱」（以下要綱）に基づき説明しています。

洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備を設け、公衆に利用させる営業（コインオペレーションクリーニング営業）を行う場合は、あらかじめ許可申請を行ってください。

※共同洗濯設備として、病院、寄宿舍等の施設内に設置されているものは申請不要です。

### < 申請の流れ >



## 事前相談

施設着工前に設計図面等をお持ちいただき、ご相談ください。

※施設基準に不適合であると判断した場合、施設の改修やレイアウトの変更をしていただく場合があります。

## 開設届の提出

営業施設を開設しようとするときは、営業開始予定日の10日前までに以下の書類をご提出ください。

また、書類受付時に施設検査の日程を調整させていただきます。

- コインオペレーションクリーニング営業施設開設届（様式第1号）
- 構造設備を明らかにした平面図  
→縮尺・方位・洗濯機、乾燥機、手洗い、給湯設備等を明示すること。
- 洗濯機、乾燥機の立面図  
→上下2段式に配置した場合のみ添付してください。縮尺・寸法等を明示すること。
- 見取り図  
→設置場所を中心に、半径100メートル以内のものであること。
- 設置機器（洗濯機、乾燥機、スニーカー用洗濯機等）の仕様書又はカタログ

## 施設検査

完成した施設が提出された書類と合致し、施設基準に適合しているかを確認します。すべての工事、据付、物品の搬入等が終了し、即営業できる状態になった時に行います。

開設者は検査確認に立ち合いをお願いします。

## 検査確認済証の交付

施設検査終了後、「コインオペレーションクリーニング営業施設検査確認済証」を発行いたします。再交付できませんので、大切に保管してください。

## コインオペレーションクリーニングの設置基準（根拠：要綱第4、第6）

施設	内容
建築物	隔壁等により外部と区別され、外部から見通しが容易であること。 他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。 (第4-1)
床面積	利用者の作業等に支障がないこと。 洗濯機、乾燥機の合計台数に応じて面積を決定すること。ただし、上下一組（ダブル型）になっているものは1台とみなす。  (合計台数) : (面積基準) 2台以下 : 8.0㎡以上 3台以上 : 8.0㎡ + [(台数) - 2] × 1.2㎡ (第4-2)
環境	採光、照明及び換気が十分行えること。 (第4-3)
換気	乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。 (第4-4)
床・腰張り	不浸透性材料であること。 床面は排水のための勾配および排水口を有し、容易に清掃できること。 (第4-5)
手洗設備	流水式手洗設備を備えること。 (第4-6)
給湯設備	ランドリー用洗濯機を設置する施設は、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましい。 (第4-7)
廃棄物	廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。 (第4-11)
ドライクリーニング用洗濯機を設ける場合	ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。 (第4-8-(1))
	有機溶剤回収装置を付設すること。 (気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除く) (第4-8-(2))
	施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。 この場合、周辺環境に及ぼす影響についても十分配慮すること。(第4-8-(3))
付帯設備を設ける場合	施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。 (第4-9)
	施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。 (第4-10)

周知事項	以下の事項を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者に周知すること。	
	利用上 必要な事項	洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること (第6-1-(1))
		・衣料等被洗物の種類 ・素材に応じた洗濯又は乾燥の可否 ・洗濯又は乾燥に当たっての留意等 (第6-1-(2))
		※ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設のみ ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意事項に関すること (例：使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用) (第6-1-(3))
	汚損防止に 関する事項	洗濯前後の手指の洗浄等に関すること (第6-2-(1))
		施設及び設備の汚損防止に関すること (第6-2-(2))
		伝染性の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること (第6-2-(3))
		し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関する こと ※これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。 専用洗濯機を設置している場合、その旨を記載すること。 (第6-2-(4))
		その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき 事項に関すること (第6-2-(5))

## 維持管理について（根拠：要綱第5）

衛生管理者等	各施設に衛生管理責任者を定めること。 衛生管理責任者は、施設に常駐又は近隣に所在し、必要に応じ直ちに管理の業務を行うことができる者であること。 (第5-1-(1), 第5-1-(2))
	衛生管理責任者の氏名及び連絡先を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。 コインオペレーションクリーニング営業施設検査確認済証は、営業施設内の見やすい場所に掲示すること。 (第3-3, 第5-1-(5))
	※ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設のみ 「有機溶剤管理責任者」を選定すること。  「有機溶剤管理責任者」とは、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者で、以下の役割を担います。 ・洗濯機中の溶剤の調整 ・気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理 ・施設環境の適正な維持の業務  衛生管理責任者が有機溶剤管理責任者を兼任することは問題ありません。 (第5-1-(4))
施設	毎日清掃し、その清潔保持に努めること。必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等、衛生上支障のないようにすること。 (第5-2-(1))
	適正な照度維持に努めること。 各作業面の照度は、300Lux以上であることが望ましい。 (第5-2-(4))
	換気を十分にすること。この場合、以下の濃度基準を満たすことが望ましい。 ・二酸化炭素（炭酸ガス）：1000ppm以下 ・一酸化炭素：10ppm以下 (第5-2-(5))
機械設備	洗濯物が接触する部分及び利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行うこと。適宜消毒を行うこと。 (第5-2-(8))
	洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜汚物等の除去及び洗浄を行うこと。 (第5-2-(9))
	清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。 (第5-2-(10))
	乾燥機の乾燥温度を点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。 (第5-2-(11))
付帯設備	受水槽を設置している場合は、1年に1回以上清掃すること。(第5-2-(13))
ドライクリーニング用洗濯機を設ける場合	清浄な有機溶剤を使用し、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。 (第5-2-(14)-ア)
	溶剤の清浄化に使用されるフィルター等は、適宜新しいものに交換すること。 (第5-2-(14)-イ)
	使用済みフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に収め、適正に処理すること。 (第5-2-(14)-ウ)
	洗濯機から有機溶剤が漏出しないよう、常に点検整備すること。 (第5-2-(14)-エ)
	営業中は、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。 (第5-2-(14)-オ)
	有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管・施錠し、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。(第5-2-(14)-カ)

## 変更届の提出

届出した事項に変更が生じた場合は、変更後速やかに以下の書類をご提出ください。

- 例) 設置機器を増設・廃棄したとき  
営業施設の構造設備に関して変更したとき  
衛生管理者を変更したとき

- コインオペレーションクリーニング営業施設変更届（様式第3号）
- 設置機器の更新・増設の場合は、機器の仕様書
- 構造設備に関して変更した場合は、変更部分を朱書で明示した図面

## 廃止届の提出

施設の営業を廃止したときは、廃止後速やかに以下の書類をご提出ください。

- コインオペレーションクリーニング営業施設廃止届（様式第4号）

## 承継届の提出

施設の営業者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る）があった場合は、遅滞なく以下の書類をご提出ください。

- コインオペレーションクリーニング営業施設承継届（様式第5号）
- 相続により営業者を承継した場合  
相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により施設の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

# 開設届の記入例

(様式第1号)

令和2年 5月 15日

福島市保健所長

届出者 住 所 **福島市杉妻町2番16号**

氏 名 **福島 福子**

〔法人にあつては所在地・名称及び  
代表者氏名〕

## コインオペレーションクリーニング営業施設開設届

下記のとおりコインオペレーションクリーニング営業施設を開設したいので、  
届け出ます。

記

1 営業施設の名称

**ふくしまランドリー**

2 営業施設の所在地

**福島市森合町10番1号**

3 営 業 者 住 所 **福島市杉妻町2番16号**

氏 名 **福島 福子**

電 話 **024-555-2222**

4 衛生管理 住 所 **福島市杉妻町2番16号**

責 任 者 氏 名 **福島 福子**

電 話 **024-555-2222**

配 置  常 駐 (2) 非常駐 (店舗との距離 m)

5 有機溶剤 住 所 **福島市杉妻町2番16号**

管理責任者 氏 名 **福島 光男**

配 置 (1) 常 駐  非常駐 (店舗との距離 **1,300m**)

資 格  有 (2) 無

6 開設予定年月日

令和2年 6月 1日

「面積」算出方法：  
 $8.0\text{m}^2 + [(9-2) \times 1.2] = 16.4\text{m}^2$

乾燥機の台数内訳を、  
 シングル型×1台、ダブル型×2台  
 と仮定しています。

7 施設の概要

店 舗	① 独立している (2) 他施設に併設 ( )		
規 模	ランドリー用洗濯機	ドライ用洗濯機	乾 燥 機
	5台	1台	5台
面 積	16.4平方メートル <span style="color: red;">※バックヤードの面積は含みません。</span>		
照 明	LED 灯	灯	灯
	100W	W	W
	6ヶ	ヶ	ヶ
換 気	(1) 自然換気 ② 機械換気		
	乾燥機・給湯設備の排気 ㊦ 直接戸外排出 (イ) 室内排気		
床・腰張	(1) 床	(2) 腰張	
	コンクリート <u>その他 (クッションフロア)</u>	<u>コンクリート</u> その他 ( )	
使用水	① 水道水 (2) 井戸等		
乾燥機熱源	① ガス式 (2) 石油式 (3) 電気式		
給湯設備	① 有 ( <u>ガス式</u> ・石油式・電気式) (2) 無		
手洗設備	① 有 (2) 無		
消毒設備	① 有 (使用薬品 <b>エタノール</b> ) (2) 無		
廃棄物容器	① 有 (2) 無		
食品自販機他	① 有 (種類 <b>飲料</b> ) (2) 無		
便 所	① 有 ( <u>水洗式</u> ・汲取式) (2) 無		
ドライクリー ニング用洗 濯機	使用溶剤名 ( <b>※溶剤の商品名をご記入ください</b> )		
	溶剤回収	① 冷却回収装置 (2) その他の回収装置	
	換気・排気	① 全体換気装置 (2) 局所排気装置	
掲 示	利 用 法	① 有 (2) 無	
	汚 染 防 止	① 有 (2) 無	
示 連 絡 先	① 有 (2) 無		

「食品自販機他」については、設置してあっても施設外である場合は、「無」としてください。

「便所」については、設置してあっても利用者に貸し出さない場合は、「無」としてください。

備 考 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 構造設備を明らかにした平面図 (縮尺・方位・洗濯機、乾燥機、手洗い、給湯設備等を明示したもの)
- (2) 洗濯機、乾燥機を上下2段式に配置した場合は立面図 (縮尺・寸法等を明示したもの)
- (3) 見取図 (設置場所を中心に半径100メートル以内のもの)